

指定(介護予防)訪問介護事業者
各 指定居宅介護支援事業者 様
指定介護予防支援事業者

福山市長 羽 田 皓
(保健福祉局福祉総務部介護保険課)

訪問介護員等の同居でない親族等に対する
(介護予防)訪問介護の提供について (通知)

みだしのことについて、今般、次のように福山市としての考え方を整理したので
通知します。

今後のサービス提供及びケアプラン作成に当たってのご配慮をお願いします。

1 基本的な考え方

訪問介護員等(ホームヘルパー)が、その同居家族である利用者に対して(介護予防)訪問介護を提供することについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第25条及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第22条において、明確に禁止されています。

厚生省令第37号

第25条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

一方で、同居でない親族については、これらの基準省令において明確な規定がされているものではありません。

しかしながら、本市としては、次の理由により、訪問介護員等が同居でない親族に対して(介護予防)訪問介護を行うことは、保険給付の対象サービスとしては不適切と判断します。

① そもそも親族間には一定の保護義務、扶養義務が存在しており、その関係に

おいて行われる介護はいわば「自助」に当たるものであり、公的介護保険という「公助」に優先して行われるべきものであること。

- ② 指定(介護予防)訪問介護は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画及び(介護予防)訪問介護計画に基づいて、介護福祉士その他の専門的知識、技能を有する訪問介護員等によって提供されるものであり、家族・親族による援助とは本質的に異なるものであるが、両者の境界があいまいになるおそれがあること。
- ③ 親族であるがための過剰なサービス提供や、逆に訪問介護員等の都合を優先したサービス提供が行われる可能性があり、利用者の自立支援の目的に反し、かつ、不適正な保険給付となるおそれがあること。
- ④ サービスの内容及び量について外部のチェックが働きにくく、架空や水増ししたサービス提供・介護報酬請求が容易となるものであること。
- ⑤ 親族間において行われる介護について保険給付を行うことは、一般的に、その費用を最終的に負担することとなる市民、被保険者の理解を得ることが難しいと考えられること。
- ⑥ さらに、以上の点について、別居親族に対するサービス提供は、明確に禁止されている同居家族に対するものと基本的に同質であると考えられること。

2 事業者のとるべき対応

市としては、指定(介護予防)訪問介護事業者が訪問介護員等と利用者との間の親族関係の有無を強制的・一方的に調査することを求め、又は認めるものではありません。

指定(介護予防)訪問介護事業者においては、親族関係での(介護予防)訪問介護の提供が公的介護保険の保険給付対象サービスとしては不相当であることについて訪問介護員等に十分理解させ、(介護予防)訪問介護の提供に当たって利用者との間に親族関係がないことを口頭で確認することで足りると考えています。

なお、訪問介護員等と利用者との間に親族関係があると認められた場合、指定(介護予防)訪問介護事業者は、当該利用者を担当する訪問介護員等を変更する等の措置をすみやかにとることが適当です。この場合、利用者から親族によるサービス提供の希望があったとしても、それを拒むことは正当な理由に基づくものであると考えられます。

また、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者においては、利用者から親族による(介護予防)訪問介護の提供の希望があった場合には、当該サービスが不適切であることを利用者に説明した上でケアプランへの位置づけを拒むことも、正当な理由に基づくものと考えられます。